

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 1 号に掲げる小型機船底びき網漁業手繰り第一種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 1 月 31 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
機船手繰り網漁業 (かけまわし漁業)	1 隻	10 トン以上 15 トン未満	定めなし	青森県下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経 142 度 30 分の線以西の太平洋における青森県沖合海域 (ただし、漁業権漁場を除く)	4 月 1 日から 6 月 30 日まで 及び 9 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 八戸市に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 4 年 1 月 31 日から 令和 4 年 3 月 10 日まで	1 許可の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 規則第 31 条第 2 項で定めている船体塗装に使用する色は、日本塗料工業会、色番号 R39-346 又はマンセル値 2.5Y8/16 のペイントとすること (2) 許可番号は、船橋楼側面前方窓ガラスの高さで、船橋楼両側面に次の規格で表示すること ①色調は、黒色とすること ②文字、数字の大きさは、縦横各 15 センチメートル以上、太さ 2 センチメートル以上、間隔 2 センチメートル以上とすること ③表示は、アオ手及び許可番号（算用数字とする）を 2 段書きとすること (3) 漁獲物は、八戸市営第一、第二又は第三魚市場以外に水揚げしてはならない (4) 使用漁具は、1 ヶ統とすること (5) けがにの雌がに及び甲長 8 センチメートル未満の雄がにを採捕したときには、すみやかにこれを海中に放流しなければならない (6) 操業に際しては、操業区域及び操業禁止を表示した海図を携帯すること (7) 前号のほか、操業に際しては、全地球測位システムに操業禁止区域の入力及び表示をし、並びにその表示記録の保管をしなければならない (8) 全地球測位システムに表示される航海中（出漁から帰港するまでの間）の航跡について、次回出漁までの間保管しておかなければならない (9) 全地球測位システムの正常な機能が停止した場合は、速やかに県に報告するとともに、帰港の指示があった場合は、ただちに操業を中止し、入港予定港並びに入港の期日及び時刻を報告の上、速やかに帰港しなければならない (10) むつ小川原港の港域では操業してはならない (11) 次に掲げる区域内においては、操業してはならない

